

2023年5月23日

各 位

会 社 名 みずほリース株式会社
代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長 中 村 昭
役 職 氏 名
(コード番号：8425 東証プライム)
問 い 合 わ せ 先 執 行 役 員 藤 原 隆 司
経 営 企 画 部 長
電 話 番 号 0 3 - 5 2 5 3 - 6 5 1 1 (代表)

株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下「現行BBT制度」といいます。)について、現行BBT制度の一部を改定し、取締役および取締役を兼務しない執行役員(以下「取締役等」といいます。)に給付する株式に退任までの間の譲渡制限を付す「株式給付信託(BBT-RS(=Board Benefit Trust-Restricted Stock))」(以下「本制度」といいます。)へ改定(以下「本改定」といいます。)する議案(以下「本議案」といいます。)を2023年6月27日開催の第54回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本改定の背景および目的

当社は、2018年5月23日開催の取締役会において、現行BBT制度の導入を決定し、同日付「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」のとおり公表いたしました。その後、2018年6月26日開催の第49回定時株主総会において現行BBT制度に関する役員報酬としての決議を経て現行BBT制度を導入しております。また、2019年5月22日開催の取締役会において、現行BBT制度の一部改定を決定し、同日付「業績連動型株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ」のとおり公表いたしました。その後、2019年6月25日開催の第50回定時株主総会において現行BBT制度の一部改定の決議を経て現行BBT制度を改定し、現在に至ります。現行BBT制度は、当社の取締役(取締役会長および社外取締役を除きます。)および取締役を兼務しない執行役員(以下「取締役等(改定前)」といいますが。)の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にすることで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献し、ひいては、株式価値を高める意識を株主の皆様と共有することを目的としております。

一方で当社は、2023年5月12日付で公表しております「『中期経営計画2025』策定のお知らせ」のとおり、前中期経営計画(第6次中期経営計画)を1年前倒しで終了するとともに2023年度から3事業年度を対象とする『中期経営計画2025』を策定いたしました。このように、前中期経営計画を1年前倒しで終了したことに伴い、現行BBT制度の当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)の給付時期を見直し、現行BBT制度による当社株式等の給付

時期を前中期経営計画終了後の一定の時期といたします。また取締役等が従来以上に企業価値向上に向けて取り組むべく、本改定に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。なお、本改定につきましては、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の審議を経ております。

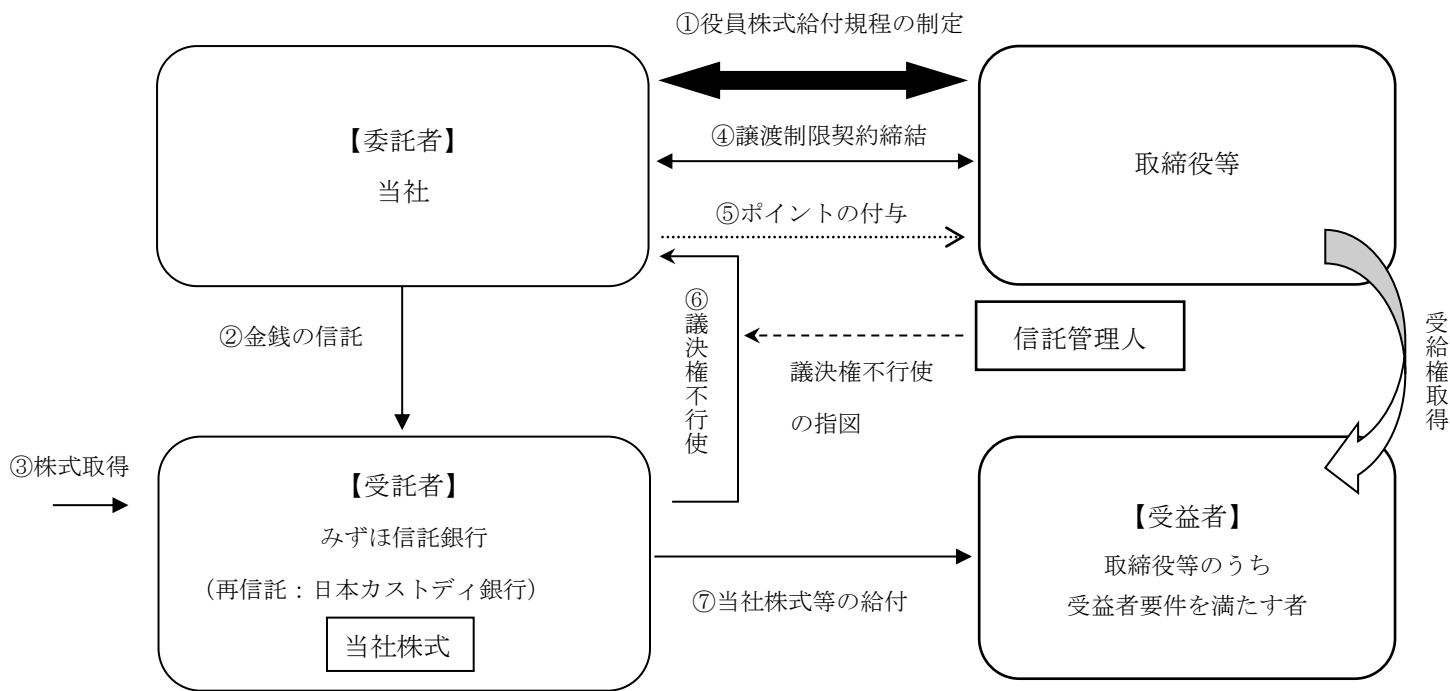
2. 本改定の内容

現行 BBT 制度の内容を下記のとおり一部改定し、本制度といたします（現行 BBT 制度の内容につきましては、2018 年 5 月 23 日付「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」および 2019 年 5 月 22 日付「業績連動型株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。）。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式を信託（以下、本制度に基づき設定されている信託を「本信託」といいます。）を通じて取得し、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式等を本信託を通じて給付する株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役等が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記 3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。また、本制度改定に伴い、現行 BBT 制度において取締役（取締役会長および社外取締役を除きます。）および取締役を兼務しない執行役員に付与済みのポイントについては、本株主総会における株主の皆様による承認可決を条件として、前中期経営計画（第 6 次中期経営計画）の終了後の一定の時期に当社株式等として給付いたします。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、役員株式給付規程を制定します。
- ② 当社は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で追加拠出された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 取締役等は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限される旨、および一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社は、役員株式給付規程に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、毎年一定の期日に取締役等のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、退任時に当社株式の時価相当の金銭を給付します。

（２）本制度の対象者

当社の取締役および取締役を兼務しない執行役員

中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献し、ひいては、株式価値を高める意識を株主の皆様と共有することを目的とし、取締役会長および社外取締役を含む非業務執行取締役を対象者として追加しております。

（３）信託期間

2019年3月15日から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

（４）信託金額

当社は、現行BBT制度に基づき、株式給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定しております。当社は、第49回定時株主総会で承認を受けた範囲内で、上記（３）の信託期間開始時に、2019年3月末日で終了した事業年度から2020年3月末日で終了した事業年度までの2事業年度（以下「当初対象期間（改定前）」といいます。）を対象として取締役等（改定前）への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、400百万円を本信託に拠出しております。

また、当社は、第50回定時株主総会で、当初対象期間（改定前）を2019年3月末日で終了した1事業年度に変更するとともに、当初対象期間（改定前）の次の対象期間を2020年3月末日で

終了した事業年度から 2024 年 3 月末日で終了する事業年度までの 5 事業年度とすること等についてご承認をいただき、2020 年 3 月末日で終了した事業年度から 2024 年 3 月末日で終了する事業年度までの 5 事業年度を対象として取締役等（改定前）への当社株式等の給付を行うため、2019 年 8 月に 1,485 百万円を本信託に拠出しております。本信託は、本株主総会の決議による改定後の本制度に基づく信託として存続するものといたします。

本株主総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、2024 年 3 月末日で終了する事業年度から 2026 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度（以下、当該 3 事業年度の期間を「当初対象期間（改定後）」といい、当初対象期間（改定後）および当初対象期間（改定後）の経過後に開始する 3 事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として、現行 BBT 制度を本制度に改定し、本制度に基づく取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

当社は、当初対象期間（改定後）に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を本信託に追加拠出します。本制度に基づき取締役等に対して付与するポイントの上限数は、下記（6）のとおり、1 事業年度当たり 200,000 ポイントであるため、追加拠出時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、600,000 株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、2023 年 5 月 22 日の終値 4,335 円を適用した場合、上記の必要資金は、2,601 百万円となります。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当初対象期間（改定後）の開始直前日に本信託内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）（以下「残存株式（当初）」といいます。）および金銭（以下、残存株式（当初）と併せて「残存株式等（当初）」といいます。）があるときは、残存株式等（当初）は当初対象期間（改定後）における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等（当初）を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

また、当初対象期間（改定後）経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

（5）当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出した資金を原資として、取引所市場を

通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。なお、2019年3月末日で終了した1事業年度および2020年3月末日で終了した事業年度から2024年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度につきましては、取引所市場を通じて689,800株を取得しています。

当初対象期間（改定後）（2024年3月末日で終了する事業年度から2026年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度）に対応する本信託による当社株式の取得は、追加拋出後遅滞なく、残存株式（当初）と合算して600,000株を上限として、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施する予定です。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

（6）取締役等に給付する当社株式等の数の上限

取締役等（非業務執行取締役を除きます。）には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントを付与します。また非業務執行取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位を勘案して定まる数のポイントを付与します。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、200,000ポイント（うち取締役分として60,000ポイント（うち、社外取締役分として10,000ポイント））を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与するポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本株主総会で株主の皆様にご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。）。

取締役等に付与する1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数200,000株の発行済株式総数49,003,101株（2023年3月31日現在。自己株式控除後）に対する割合は約0.4%です。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、下記（7）の受益権確定時まで当該取締役等に付与したポイント数とします（以下、このようにして算出したポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（7）当社株式等の給付

受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定める「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、退任時に、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による

処分が制限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会または取締役会において解任の決議をされた場合、善管注意義務違反および忠実義務違反が判明した場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。あわせて重大な財務諸表の修正・巨額損失・企業のレピュテーションへの重大な損害等の事象が発生した場合は、給付の一部または全部を当社へ返還させることとします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付することになります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付する金銭を除いた残額が当社に給付されます。

3. 取締役等に給付する当社株式に係る譲渡制限契約の概要

取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。ただし、株式給付時点において取締役等が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

① 譲渡制限の内容

取締役等は、当社株式の給付を受けた日から当社における役員たる地位の全てを退任する日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

② 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

③ 譲渡制限の解除

取締役等が、当社における役員たる地位の全てを正当な理由により退任しまたは死亡により退任した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること

④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役等が開設する専用口座で管理する予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示および通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

4. 現行 BBT 制度から本制度への主要な変更点

上述の現行 BBT 制度から本制度への主要な変更点は以下の通りです。

項目	変更前	変更後
対象者	取締役（取締役会長および社外取締役を除く）および取締役を兼務しない執行役員	取締役および取締役を兼務しない執行役員 （取締役会長および社外取締役を含む非業務執行取締役を追加）
株式給付時期	中期経営計画終了後または役員退任後の一定の時期	毎年一定の時期
譲渡制限	なし	あり（役員たる地位の全てを退任する日まで）

【本信託の概要】

- ①名称 : 株式給付信託（BBT-RS）
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
- ④受益者 : 取締役等のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦本信託契約の締結日 : 2019年3月15日
- ⑧金銭を信託した日（当初） : 2019年3月15日
- ⑨信託の期間 : 2019年3月15日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

以上